

みんなの力で進める男女共同参画

～八王子市男女共同参画推進条例を施行しました～

八王子市では、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって男女共同参画社会をつくっていくため、令和5年(2023年)4月1日から「八王子市男女共同参画推進条例」を施行しました。

家庭で

男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら、それぞれのライフステージに応じたライフスタイルが実現できている

多様化・複合化した地域課題の解決に向け、男女が共に参画し、地域コミュニティが活性化している

地域で

男女共同参画社会って どんな社会なの？

職場で

仕事の内容や待遇面等での性別による差別がなく、男女共に自らの能力を発揮し、多様な人材が活躍することで企業が活性化している

学校で

個性や能力を発揮し、多様な生き方を選択でき、自分らしく生きられるために、性別による固定的な役割分担意識にとられない教育がされている

八王子市男女共同参画推進条例ってどんな条例なの？

条例の全文はこちらから
ご覧になれます



基本理念

市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって男女共同参画を推進するための責務を果たす上で共通する6つの基本的な考え方を規定しています。

- 1 個人の人権の尊重と多様な生き方の実現
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 立案及び決定過程への共同参画
- 4 家庭、学校、職場、地域その他の社会生活において対等な立場で参画
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 個人の尊厳を害する暴力の根絶

男女共同参画推進審議会

男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画推進審議会を設置することを規定しています。

八王子市男女共同参画推進審議会は、学識経験者、市民、事業者、関係団体が推薦する者その他市長が必要と認めるもののうちから、市長が委嘱する委員8人以内で組織します。

推進計画

男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画を策定することを規定しています。

推進計画の策定にあたっては、市民のみなさんの意見を反映するために必要な措置を講じるとともに、あらかじめ審議会の意見を聴くものとします。

責務

市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって男女共同参画を推進するための責務を規定しています。

市

- 男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施します
- 施策の実施にあたり、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体並びに国、及び他の地方公共団体と相互に連携します

市民

- 男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めましょう
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策にご協力ください

教育関係者

- 男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、基本理念に配慮した教育を行うよう努めましょう
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策にご協力ください

地域活動団体

- 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、男女が共に参画できるよう努めましょう
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策にご協力ください

事業者

- 職場の中で個人の意欲、能力、個性等が尊重され、男女が共に参画できるよう努めましょう
- 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、職業と家庭その他の活動を両立することができる職場環境を整備するよう努めましょう
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策にご協力ください

性別による権利侵害の禁止

家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、「女性だから」「男性だから」といった性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する権利侵害にあたる行為の禁止を規定しています。

ドメスティック・バイオレンス…配偶者その他親密な関係にある者(配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。)からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力のこと。

セクシュアル・ハラスメント…性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること。

公衆に表示する情報に関する留意

ポスターや広告など公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならないことを規定しています。

相談申出への対応

性別に起因する権利侵害その他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、相談の申出を受けるための窓口を設置することを規定しています。

相談の申出を受けた場合、市は関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

苦情申出への対応

男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情の申出を受けるための窓口を設置することを規定しています。

詳しくは次頁をご覧ください。

条例により苦情の申出ができるようになりました

男女共同参画の推進に関する**施策**又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる**施策**に関する**苦情**の申出を**男女共同参画課が窓口**となって受け付けます。

申出の方法はこちらから
ご覧になれます

申出ができる方

市内在住・在勤・在学の方



申出ができる事項

- ①男女共同参画の推進に関する施策
- ②男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策

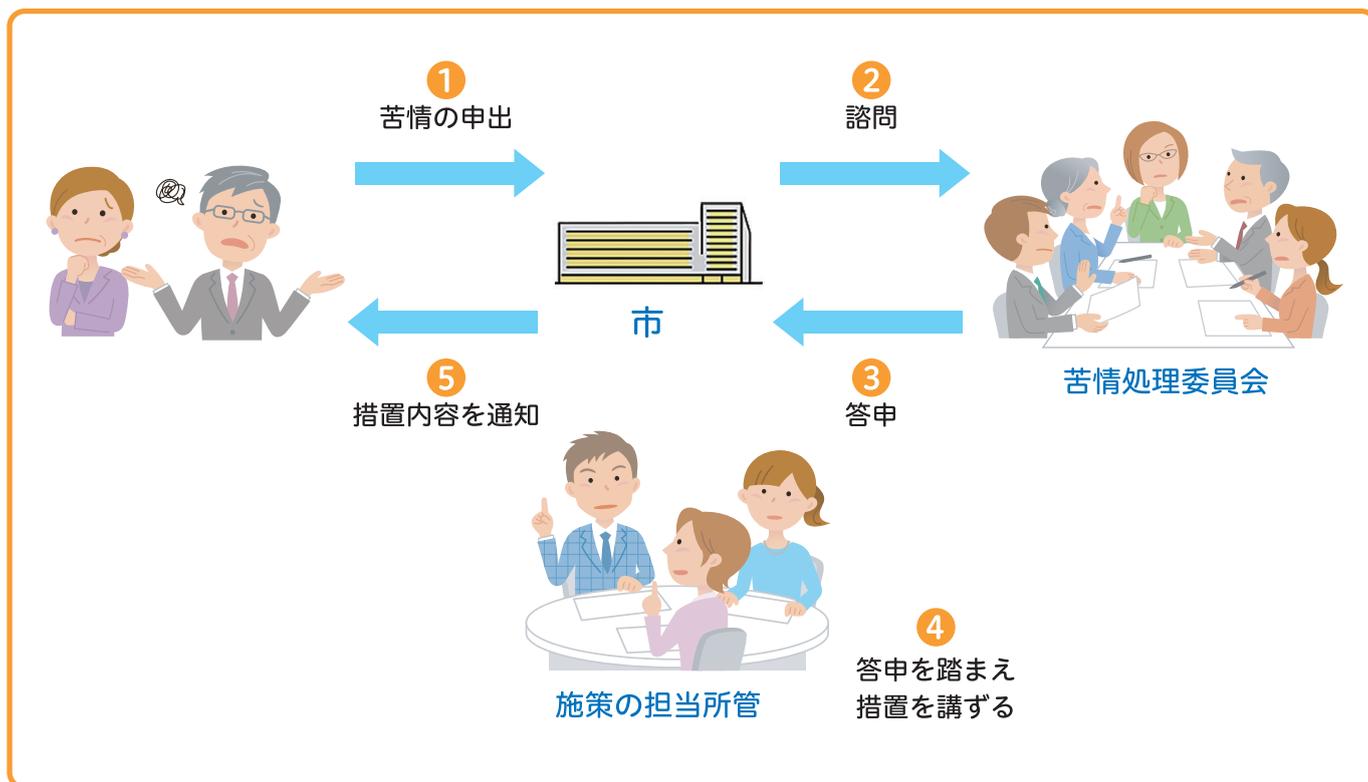
※ただし、以下の事項は苦情の申出ができません。

- ①裁判所において係争中の事項又は裁判所の判決若しくは決定に係る事項
- ②行政不服審査法その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事項
- ③条例に基づき既に苦情の処理が終了している事項
- ④その他市長が苦情を処理することが適当でないと認める事項

申出の方法

男女共同参画に関する施策の苦情申出書により、男女共同参画課に申出してください

苦情処理制度の仕組み



この条例についてのお問い合わせは

八王子市市民活動推進部男女共同参画課

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

電話：042-648-2230 FAX：042-644-3910 メール：b050900@city.hachioji.tokyo.jp